



平成16年7月23日

各 位

会社名 大東港運株式会社
代表者名 取締役社長 曾根好貞
(登録銘柄 コード番号 9367)
問合せ先 取締役
管理部長 中丸英実
電話番号 03-5476-9701

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成11年5月25日付で、東京地方裁判所（訴状送達日 平成11年5月25日）において訴訟の提起を受け、係争中の損害賠償訴訟において下記のとおり判決を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および提訴に至った経緯

平成11年5月25日付、エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社(以下 EML)よりニッケル地金の保管に対し、倉庫営業者である当社に対し寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求がなされました。

EML はニッケル地金の購入取引を開始した際、株式会社アイ・ディ・アイ・シー(以下 IDIC)経由で、カントーメタル株式会社(以下カントー)(平成10年3月11日付平成10年(7)第490号にて東京地方裁判所より破産宣告を受ける)に商品代金を支払っておりました。EML は購入した商品を当社に保管する事に合意し当社倉庫に寄託しましたが、当社倉庫において、ニッケル地金以外の劣悪品とすりかえる等の不正行為をカントーおよび同社物流部門によって行われた事を放任するとともに、この不正行為に加担した等の理由で訴訟提起してきたものであります。

2. 訴訟を提起した者

- (1)名 称 エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社
(2)所 在 地 東京都港区芝公園一丁目1番12号 芝公園電気ビル3階
(3)代表者の氏名 代表取締役 坂本耕治

3. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

- (1) 損害賠償請求額 214万2,882.6米ドル(2億6,764万6,037円)
(参考:平成11年3月末純資産額(連結)2億14百万円)
(2) 損害賠償請求額に対し平成10年1月30日から支払い済みまで商事法定利率の年6分の割合による金員の支払い

4. 判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所民事第23部 平成16年7月13日

5. 判決の内容

- (1)原告の主位的請求は棄却する。
- (2)寄託契約上の通知義務違反を認める。(倉庫業者は、寄託契約上の善管注意義務に基づき、受託物について規格外のものなど寄託契約の内容に反するものが含まれていた場合には、その旨寄託者に通知する義務を負う。)
- (3)被告は、原告に対し、211万8,732米ドルおよびこれに対する平成10年1月30日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
(ご参考：日本円に換算すると3億円相当)
- (4)原告のその余の予備的請求を棄却する。
- (5)訴訟費用は被告の負担とする。
- (6)この判決は、第2項につき仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

当社には寄託契約上の通知義務違反がございませんので、主張が容認されなかった事は誠に遺憾であります。当事件につきましては三者間(EML, IDIC, カントー)の代表者合意の上で、劣悪品を当社倉庫に持ち込み、占有移転を行いいずれエンドユーザーに渡す時に正規契約品と交換することが条件であった事など、事実誤認が多々あると思致します。当社は判決内容について全く不服でありますので、平成16年7月15日東京高等裁判所に控訴いたしました。

したがいまして、現時点においてこの判決による会計上の手当は行わないため、当社業績に与える影響はございません。

以 上